



## 11月は「子どもの権利月間」

# 制定から10周年！子どもの権利条例

『北広島市子どもの権利条例』は、平成24年の制定から10周年を迎えました。条例で定める4つの子どもの権利を守るための保護者の役割や10周年記念イベントについてお知らせします。

問合せ 子ども家庭課  
(☎372-3311・内線2213)

### 子どもの権利を守る保護者の役割

条例で定める4つの子どもの権利は「安心して生きる権利」「守り、守られる権利」「健やかに育つ権利」「参加する権利」です。では、保護者の役割とはなんのでしょうか。第11条には次のとおり記載されています。

#### 子どもの権利条例第11条

- 1 保護者は、子どもにとって**最も良いことは何か**を第一に考えて、子どもの**年齢や発達に応じた養育**に努めなければなりません。
- 2 保護者は子どもの**気持ちや考えを受け止め**、それに応じていくとともに、子どもと**十分に話し合うこと**に努めなければなりません。

この10年間、条例の存在が私たちの子どもに対する意識を変えてきたでしょうか。子どもを1人の人格を持った人間として、意見を聞いたり、希望を実現できたでしょうか。

子どもは大人の姿から学んでいます。子どもたちが伸び伸びと輝いて生きる姿は、まちに大きな力を与えてくれます。この条例が思い描く理想の北広島を実現するために、子どもとの関わり方を振り返ってみませんか。

### 記念イベント

#### 10周年おめでとうパネル展

7～8月に行われた10周年記念「川柳・フォトコンテスト」の入賞作品を展示します。

#### 日時・会場

- 11月14日(月)～21日(月) 8時45分～17時15分＝市役所5階市民ギャラリー
- 11月24日(木)～30日(水) 7時30分～19時30分(最終日は16時まで)＝エルフィンパーク

#### 10周年記念シンポジウム

北海道日本ハムファイターズとの連携事業として10周年記念シンポジウムを開催します。参加申し込みを受付中です。

詳しくは、広報北広島10月15日号をご覧ください。

- 日時 11月12日(土) 10時～12時30分  
会場 芸術文化ホール

### 子どもの権利相談窓口

子どもの権利侵害を見たり聞いたりしたときや、子どものことで心配なことがあるときは連絡してください。子どもの権利相談員が相談に応じます。

電話 ☎372-6200 (直通)  
月～金曜日(祝日を除く)  
9時30分～16時

面談 子ども家庭課  
電子メール

jkenri@city.kitahiroshima.lg.jp

子どもの権利10周年記念事業サイトはこちら



## 11月は「児童虐待防止月間」です

### 虐待の種類は4つあります

- 身体的虐待(6件) ●ネグレクト(10件)
  - 心理的虐待(22件) ●性的虐待(1件)
- \* ( )内は、令和3年度の市内における児童虐待相談件数です。

### 危険信号を見逃さないで

早期発見・対応で虐待を防ぐため、親や子どもの様子で不自然なことがあれば、相談窓口にご連絡ください。

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。

### 虐待が心配されるとき・育児に悩んだとき

福祉総合相談室 ☎372-3311 (内線2158)  
相談専用メール soudan@city.kitahiroshima.lg.jp  
\*メールは24時間受け付けますが返信は平日です。

### 緊急の場合は

児童相談所虐待対応ダイヤル  
☎189 (いちばやく)